

## 1. 循環型社会形成推進交付金

本計画では、新ごみ処理施設の建設工事を循環型社会推進交付金の対象事業として行うことを前提としているため、新ごみ処理施設の選択にあつては、交付金事業として認められているものから選択する必要があります。

この交付金事業とは、国と地方の三位一体改革の実現に向けた補助金改革として、従来までの生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とした「廃棄物処理施設整備費補助金」を改革し、地域から我が国全体を循環型社会に変えることを目的として、平成17年度に創設されたものです。その交付金を受けるためには、**循環型社会形成推進地域計画**を策定し、施設整備や整備に係る調査を行うこととされています。

平成23年度の交付事業は次表のとおりです。

表 平成23年度の交付事業体系

町田市 対象事業	交付金対象事業		
	細分類	交付率	備 考
○	1. マテリアルリサイクル推進施設	1/3	
○	リサイクルセンター	1/3	
○	ストックヤード	1/3	
	灰溶融施設	1/3	
○	容器包装リサイクル推進施設	1/3	
○	2. エネルギー回収推進施設	1/3	
△	熱回収施設（焼却施設、ガス化溶融施設）（発電効率又は熱回収率が10%以上）	1/3	
○	高効率原燃料回収施設（ごみメタン化施設含む）	1/3	
	ごみ燃料化施設（RDF化、BDF化、炭化、エタノール燃料化、木材チップ化 等）	1/3	
△	3. 高効率ごみ発電施設（発電効率が23%以上）※	1/2	平成25年度までの時限措置
	4. 高効率原燃料回収施設（メタンガス発生率150Nm <sup>3</sup> /ごみトン以上かつ3,000Nm <sup>3</sup> /日以上）	1/2	平成23年度までの時限措置
	5. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	1/3	
	汚泥再生処理センター	1/3	
	ごみ飼料化施設	1/3	
	ごみたい肥化施設	1/3	
	6. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く）	1/3	
	7. 最終処分場再生事業	1/3	
	8. エネルギー回収能力増強事業	1/3	
	9. 廃棄物処理施設基幹的設備改良事業（交付率1/3）改良によりCO <sub>2</sub> が3%以上削減	1/3	
	10. 廃棄物処理施設基幹的設備改良事業（交付率1/2）改良によりCO <sub>2</sub> が20%以上削減	1/2	
	11. 漂流・漂着ごみ処理施設	1/3	
	12. コミュニティ・プラント	1/3	
	13. 浄化槽整備事業	定額	
	14. 浄化槽市町村整備推進事業	定額	
	15. 廃棄物処理施設基幹的設備改造（沖縄県のみ交付対象）	1/2	
	16. 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	沖縄1/2 以外1/3	
	17. 焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	沖縄1/2 以外1/3	
○	18. 施設整備に関する計画支援事業	1/3	
	19. 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	1/3	平成25年度までの時限措置

※発電効率は、処理規模により異なる。

## 2. 循環型社会形成推進地域計画について

本計画では、新ごみ処理施設の建設工事を循環型社会推進交付金の対象事業として行うこととしています。循環型社会形成推進地域計画は、循環型社会形成推進交付金を受けるために必要な計画で、5 ヵ年程度の地域の廃棄物処理・リサイクルシステム等の方向性を示すものです。また、ごみ減量等の目標値を設定し、目標値を達成するための施策や整備が必要となる施設を位置づけ、国や都と協議しながら計画を策定していきます（協議会開催）。そこで計画に入れた施設に対して循環型社会形成推進交付金が交付されます。

なお、本計画の期間が終了した後は事後評価を行い、本計画に定められた目標値が達成できたかどうか確認が必要になります。

